

会 議 録

会議の名称	平成25年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成25年5月23日（木） 午後6時00分～午後7時44分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成24年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成25年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成25年5月23日(木) 午後6時00分～午後7時44分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成24年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①小金井市民交流センター管理運營業務 ②予防接種業務 ③未熟児養育医療費給付業務 ④防犯カメラシステムの運用業務 ⑤住民基本台帳業務変更届 ⑥芸術文化推進業務変更届 ⑦母子福祉資金貸付業務変更届 ⑧女性福祉資金貸付業務変更届 ⑨芸術文化推進業務廃止届 ⑩都市間交流業務廃止届 ⑪福祉共同作業所運營業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 小金井市文化財センター防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第2号 小金井市民交流センター友の会管理システムについて

諮問第3号 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について

諮問第4号 小金井市民交流センター友の会管理システムのオンライン接続について

諮問第5号 小金井市環境基本計画改訂支援委託について

諮問第6号 小金井市児童発達支援センター運営等委託について

諮問第7号 東京都母子・女性福祉資金償還金口座振替事務委託について

(4) その他

ア 報告事項について(職員課)

イ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	遠 藤 圭 司	仮 野 忠 男
塩 川 洋 史	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
多 田 岳 人	中 里 成 子	畠 山 重 信

望 月 皓

【市 側】

稲葉市長

河野総務部長

<健康課>

高橋健康課長

千葉健康係主任

<コミュニティ文化課>

平岡コミュニティ文化課長

<自立生活支援課>

藤井障害福祉係長

<生涯学習課>

天野生涯学習課長

<市民課>

阿部市民課長

古田土市民係主事

<環境政策課>

石原環境政策課長

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

矢島子育て支援課副主査

<職員課>

梅原職員課長

清水人事研修係主事

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

中島健康係長

高花健康課副主査

岡崎文化推進係主事

岡本自立生活支援課副主査

吉田市民課長補佐

漆畑市民係主事

碓井環境係長

後藤子育て支援係長

野田子育て支援係主事

鈴木職員課長補佐

白鳥情報公開係長

【会 長】

ただいまから、平成25年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の御欠席の連絡と市の職員の人事異動につきまして、御連絡と御紹介を申し上げたいと存じます。本日、白石委員は都合によりまして御欠席との連絡を受けております。よろしくお願いいたします。

また、職員の人事異動がこのたびございましたので、早速御紹介をしていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

皆さん、こんばんは。4月1日付で職員の人事異動がございましたので、紹介させていただきます。後任の総務課長の伏見課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】

伏見です。4月1日付で総務課長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

以上でございます。

【会 長】

どうもありがとうございました。審議会としてもどうぞよろしく御協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず「平成24年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にこの文書は皆様のお手元に届いているかとは存じますが、委員の方の訂正等はございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

【遠藤委員】

やむなく前回欠席をさせていただいたのですが、会議録が送付されておられませんので、一応、情報共有のためにいただけるとありがたいのですが。

【会 長】

事務局からお答えをお願いします。

【情報公関係長】

郵送させていただいているのですが、届いていないようでしたら、早急にお持ちしてお渡ししますので、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

【会 長】

御欠席であっても何か留意点があれば、御一報を事務局までお願いいたします。
それでは、ただいまの追加の遠藤委員の提案の件、皆様方、御了解賜りたいと存じます。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づきます個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたしたいと存じます。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項でございます。初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが14件、届出変更に関するものが4件、届出廃止に関するものが6件となります。

次に、諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「小金井市文化財センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく「小金井市民交流センター友の会管理システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、「小金井市民交流センター友の会管理システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市環境基本計画改訂支援委託について」、「小金井市児童発達支援センター運営等委託について」、「東京都母子・女性福祉資金償還金口座振替事務委託について」の合計7件となっております。細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席とさせていただきますと思います。

【会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始14件、廃止6件、変更4件でございます。

1ページの、部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページは、その内訳で備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に合わせて報告させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。届出番号41-525「成人風しん予防接種予診票」及び届出番号41-526「子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン自己負担額返還請求書」でございます。様式類集につきましては、1ページから4ページに書式を載せてございます。健康課の案件です。成人風しん予防接種について、都内において今年の1月から成人を中心に風しんの患者数が急増しており、妊娠初期の女性が風しんに感染すると、胎児が先天性風しん症候群を持って生まれてくる可能性があることから、感染予防の緊急対策事業として、4月15日から成人対象の予防接種を開始したこと。また、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、接種者、保護者に接種費用の一部負担を求めた上で実施しておりましたが、平成25年4月1日に予防接種法が改正、施行され、定期接種化されたことを踏まえ、平成25年5月1日から接種費用を全額公費負担することといたしました。また、この措置は法律の施行日に合わせ、平成25年4月1日までさかのぼって適用し、4月中に接種した接種者、保護者に対して自己負担額を返還することから、各様式を届出るものです。個人情報の内容の詳細につきましては、届出番号の個人情報の内容欄を御覧ください。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

5ページ、届出番号41-527「小金井市養育医療給付費申請書」から8ページ、届出番号41-536「世帯階層区分再認定申請書」まで、様式類集につきましては5ページから14ページに書式を載せてございます。同じく健康課の案件です。以上10件を一括して説明させていただきます。未熟児の養育医療給付業務について、平成25年4月1日から、未熟児養育医療の認定給付事務が東

京都から市に移譲されたため、申請に伴う各様式を保有することから届出るものです。個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

9ページでございます。届出番号33-22「市民まつり文化部門実行委員名簿」変更届出になります。コミュニティ文化課の案件です。

市民まつり文化部門実行委員会名簿について、なかよし市民まつりから文化部門が独立し、市民文化祭実行委員として活動することから、名簿の名称変更及び個人情報の項目にEメールアドレスを追加することから変更届出するものです。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

10ページでございます。届出番号33-21から02-82までの2件の廃止届になります。こちらもコミュニティ文化課の案件です。文化部門が独立する、または事業の見直しにより廃止することによる廃止届になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

同じく10ページ、届出番号14-160から、11ページ、届出番号14-391まで、4件の廃止届になります。自立生活支援課の案件です。福祉共同作業所運營業務等について、既存の事業内容を見直し、新体系に移行することから、各様式を廃止することによる廃止届になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

この14-161の場合は、保存年限が1年なのに、平成26年度廃棄ではなくて平成30年度廃棄になっているのはどういう理由なのですか。

【情報公開係長】

記載ミスでございまして、大変申し訳ありませんでした。この保存年限が1年になっておりますので、平成26年度廃棄という形になります。訂正をお願いいたします。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

諮問書の1ページでございます。諮問第1号「小金井市文化財センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、生涯学習課の案件です。2ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

小金井市文化財センター、旧浴恩館は、市の史跡に指定され、施設内には他に多くの文化財等が保管、展示しておりますが、小金井市文化財センターは浴恩館公園内にあるため、公園内通路が近隣住民等の生活道路としても使用されており、夜間でも自由に入出りできる一方で、公園内には人目につかない暗所もあることから、文化財保護の観点から万全の対策をとる必要があります。犯罪を抑止するため、小金井市文化財センター建物に向けて防犯カメラシステムを設置することから、条例第11条第2項の規定による本人以外収集の規定により諮問するものでございます。個人情報については、諮問の個人情報の内容を御覧ください。恐れ入ります、保有届にお戻りください。8ページ、届出番号33-61「小金井市文化財センター防犯カメラシステム」になります。個人情報の内容につきましては映像になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

この防犯カメラですが、なぜ、急に設置をすることにしたのですか。今やらなくてはいけないということは、何か事故があったのか。それならわかるのですが。特別な予算をつけたというならまた別でしょうけれども。

今、防犯カメラというのは商店街でもコンビニでも、いっぱいついていますが、

防犯にすぐ役立つということではないと思うのです。例えば、警備員をつけるとか、もっと厳重な管理するとか、いろいろな方法があると思います。この防犯カメラをつけると、我々一般人が行っても全部カメラに映りますよね。「あっ、映ってる」というのがありますよね。ああいう感覚になると思います。果たしてそういうものをここに新たに設置することがほんとうに防犯、抑止になるのか、市民が安心感を抱けるのかということがちょっと私は理解できないので、説明いただきたい。

【会 長】

会長も、新聞記事を呼んでおりましたら、有名な『次郎物語』にまつわる文化施設の火災、放火ですか。そういう事件内容が近時に報道されたことを記憶しております。おそらく、そういうお考えがあるかどうか、会長も同時に質問したいと思っておりましたので、畠山委員の御質問とあわせて、なぜ今防犯カメラをつけるのかという御説明をお受けしたいと思います。

【生涯学習課長】

会長からも御案内ありましたとおり、同じ浴恩館公園内にございます市の史跡として指定されております空林荘という建物が、今年2月23日に火災で焼失をしております。こちら、出火原因につきましてはまだ調査中ということで、最終的な報告が出ていないということでございますが、現在、警察のほうで放火の容疑ということで捜査を進めている状況でございます。今回防犯カメラを取りつける浴恩館公園内の文化財センターでございますが、旧浴恩館という建物でございます。こちら空林荘同様に市の史跡として指定されている建物でございます。建物そのものも文化財ということで、史跡という形で指定されていると同時に、この建物内には他にも市の文化財ですとか、重要なものが保管されているというような状況でございます。その火災のほかにも、今まで大事には至らなかったのですが、消火器によるいたずらですとか、公園内でのいたずらがあったような状況です。公園内自体には、説明にもございましたとおり、生活道路として使われていることもあります関係から、夜間でも立ち入りを制限することは困難かと思っております。一方で、木の影ですとか、建物の生活道路として使用されている通路の反対側に行ったりしますと、人目につかないところも多くあるような状況でございますので、ここで防犯カメラをつけることによって犯罪の抑止ができるのではないかと考えたところです。

カメラにつきましては、個人情報との関係と予算の関係もあり、設置に時間がかかっているところでございますが、当面のできる対策といたしまして、今、人が

通ると反応するような人感センサーつきのライトをつけて、犯罪の抑止に努めているような状況でございまして、それをさらに強化するために今回防犯カメラを設置したいということでございます。

【畠山委員】

これは、24時間カメラが撮影するのでしょうか。

【生涯学習課長】

基本的には不特定多数の市民をあまり映すのは好ましくないと考えております。といいますのは、文化財センター自体が自由に入館できるような施設になってございますので、運営中の撮影はしない方向で考えております。あくまで犯罪を抑止するというのが目的でございますので、一般の市民が利用される時間帯ではなく、通常ですと、何らかの意図を持って建物に近づく人しかいないというような時間を想定して撮影をするということでございます。

【畠山委員】

わかりました。

【会 長】

特に、この諮問事項の表題にもございますように、我々が個人情報保護とか情報公開を審議する場でございますけれども、表題を見ていただきましたらすぐおわかりのように、防犯カメラシステムの映像を含めた本人以外の情報収集についてということで、小金井市は進んで積極的に市民の安全と安心を担保するために少ない予算の中から工夫して設置をしたいと。それが今だと、こういうことでございますので、御了解いただけますでしょうか。

【篠崎委員】

他に小金井市で史跡とか重要な施設があると思うのですが、そちらへの展開がされているのか、あるいはここが初めてでこれからやっていくのか、教えていただければと思うのですが。

【会 長】

小金井市の地は、江戸時代から、江戸の都心と並んだ有名な景勝地の一つで、都心郊外の飛鳥山公園か、小金井の桜かということで、私もしばらく住民でありましたので、散策をするとそれにまつわる歴史・伝統のある文化財や魅力的な景勝地がたくさんあるわけでございます。したがって、そういうもののバランスのとれた防犯を、安全・安心システムの方向性に基づいた設置法であるのかということで、担当課から御説明をいただけたらありがたいと思います。

【生涯学習課長】

市の施設全般にかかわることについては、私のほうで回答する立場ではないのですが、文化財の保護という立場でお答えいたしますと、現況、市が管理しているという建物で、文化財に指定されており、かつ木造の建物というのはこの旧浴恩館だけということになってございます。先ほど御案内いただいたように、空林荘、火災をきっかけにこのような検討をしてございますので、現状で考えているのは、少なくとも木造の文化財である旧浴恩館だけということになります。

【篠崎委員】

とりあえずは火災ということ想定してやりますということなのですか。木造といいますと。

【生涯学習課長】

検討に至る一つのきっかけだったということで、カメラを設置することによって火災が防止できるかということ、必ずしもそうではないと思っております。まだ放火と断定されたわけではないですが、そういった事件があり、調査中のような事態を受けて、犯罪を抑止するための何らかの対策をとる必要があると、文化財保護審議会のほうでもお諮りいたしまして、そういった対策が必要だろうというような御意見もいただきましたので、それに基づいてこのような対策をとったという状況でございます。

【会 長】

篠崎委員、よろしいでしょうか。

【篠崎委員】

はい。

【望月委員】

この要綱を見ますと、カメラは2台ということになっていますが、浴恩館はかなり広い建物ですし、仮に南側と北側に1つずつ設置しても、木立もありますし、こういうシステムがあるよということが防犯に役立つということはいかかと思えます。したがって、予算の面もあるかと思うのですが、やはり、ダミーであっても東西南北で置けるぐらいの配慮をしていただいたほうがよろしいのではないかと。意見だけ申し上げます。

【会 長】

望月委員から、これに関連して、たとえダミーカメラであれ、防犯カメラであれ、そういうものが設置されているということは、やはり地域の治安を維持するために積極的な意義があるのではないかという御意見でございましたので、予算制約はありますけれども、近所の事件もあり、一つの契機をつかんで担当課もこ

ういう市民の安全の確保を担保したいということでございますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、遠藤委員お願いします。

【遠藤委員】

要綱を見た限り、よくわからなかったので教えていただきたいのですが、端的に7日間と保存の期間を言っているのですが、その根拠というか、妥当性というか、何かあれば教えていただきたいのと、それから、誰がどう処理するのかというのがよくわからないのです。2、3、4、5ページで消去ということと破碎という言葉が混在してしまっていて、ここで言うのは結局、管理責任者である生涯学習課長が記録媒体を消去するのか、破碎するのかということなのではないでしょうか。要は、誰がどう、7日後に処理するのかということです。

【会 長】

遠藤委員から、この映像の記録に関する消去、破壊、それから、有効的な映像としての情報の保存期間の規定に基づく期間の設定が妥当であるかどうか、2点御質問がございましたが、説明をお願いします。

【生涯学習課長】

まず、7日間の根拠でございます。こちらは個人情報になりますので、必要以上に長く保管する必要はないのかなということでございまして、他市の事例などを見ましても、1週間あるいは10日というところが多いような状況でございました。本市で既に防犯カメラを設置しているところといたしまして、学校や市民交流センターの地下の駐輪場がございますが、そちらも今、7日間という形になっていると思いますので、それと合わせる形で7日間にしてございます。

ただ、文化財センターが月曜日を休館としておりまして、例えばなのですが、年末御用納めで月曜に当たった場合、それで計算していきますと、1月4日も月曜日になろうかと思えます。そういったケースを考えると、8日間に休館日が当たってしまうと、7日以上映像を確認できない時期ができてしまいますので、そういった場合に限り延長ができるというような要綱のつくりにしてございます。

それから、データの消去につきまして、破碎するのかといったような御質問をいただきましたが。

【会 長】

誰が責任を持って、その行為を行うのですか。

【生涯学習課長】

責任につきましては、管理者、責任者ということで、生涯学習課長という形に

なっております。

それで、消去の仕方を破砕にするのかデータ消去なのかということで混在しているという御指摘もいただきましたけれども、通常はレコーダーのハードディスクに保存を考えてございますので、上書き、または消去によってデータが復元できないような形にすることを想定してございます。

破砕につきましては、レコーダーそのものを処分する必要があるときですとか、あるいは、捜査目的等で警察等、捜査機関等に情報を提供する場合に、ほかの媒体に移したとき、それが必要なくなったときに処分するような形として、破砕も想定しているという状況でございます。

【会 長】

今の説明でおわかりになりましたか。

【遠藤委員】

はい。

【多田委員】

先ほど、人感センサーというのを初めて聞いたのですが、例えば、この4台が稼働したときには、その人感センサーは取り除くのか、そのまま使い続けるのかということをお聞きしたい。

【生涯学習課長】

まず、人感センサーライトの件でございます。こちらは、防犯カメラ取りつけ後もそのまま使用する予定です。といいますのは、センサーライト自体は今、旧浴恩館の建物に3カ所ついてございます。具体的には建物の東側に1台、南側に1台、西側に1台。北側につきましては、通常生活道路として使われておりまして、街灯もあり、かなり明るいということですので、そちらはつけなくて大丈夫だということで、今、3面についている状況でございます。ライト自体は、通常、人目につかないような場所について、人が近づいたときに威嚇するような意味も持ってつけてございますので、それはそのまま引き続き設置の予定でございます。

【会 長】

御納得いただけましたでしょうか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に、6ページ、諮問第2号「小金井市民交流センター友の会管理システムについて」及び、24ページ、諮問第4号「小金井市民交流センター友の会管理システムのオンライン接続について」、関連しておりますので、一括して説明いたします。こちら2点、コミュニティ文化課の案件です。

26ページ以降、資料をおつけしておりますので、御覧下さい。現在、紙ベースで行っている友の会会員の管理をシステム化し、オンライン接続で行うことにより、会員からの問い合わせや会員情報の確認処理を迅速に行い、お客様対応や事務処理の効率化をしたいことから、条例第14条及び条例第15条の規定により諮問するものでございます。個人情報の内容は共通で、各諮問の個人情報の記録項目になります。恐れ入りますが、保有届にお戻りいただいて、保有届の4ページ、届出番号13-35「小金井市民交流センター友の会管理システム」になります。個人情報の内容につきましては、諮問と同様となります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【嶋田委員】

25ページですが、この説明の中の3番に入出力帳簿の管理ということで、「入出力帳簿の紛失等の防止のため、安全管理に必要な措置を行う。」、この、安全管理に必要な措置をもう少し具体的に説明いただけないと、わからないかなど。その下の行もそうなのですが、不必要になった入出力帳簿は判読が不可能となる方法で処分する。何となく判読が不可能というのは概念的にはわかるのですが、これもどのような方法でやるのか、具体的に説明いただければと思います。

【コミュニティ文化課長】

御指摘いただきました件につきましてですが、まず、安全管理につきましては、出力された帳票については施錠できる書庫に保管するという考え方でおります。また、判読不明となる方法でということにつきましては、具体的にはシュレッダー等の破砕処理を想定してございます。

【仮野委員】

届出開始のところで、友の会の管理システムとして、会員の名前、生年月日、電話番号のほかにファクシミリ番号と書いてあるのですが、このサントリーパブリシティサービスが関わる場所では、メールを使わないのですか。インターネットを使うのであればEメールアドレスも必要になってくるのではないのですか。その辺はどうなっているのか教えてください。

【会 長】

諮問書24ページの個人情報の項目をもう少し具体的にということで、担当課からお願いします。

【コミュニティ文化課長】

届出の項目につきましては、もともとは紙で名簿管理をしていたという部分について、そのデータベースをサントリーパブリシティサービスのほうで持っているネットワークのサーバーの中でデータベース管理するということだけですので、直接お客様のほうでメールアドレスを使ってお申し込みになったり、インターネット上でのやりとりをしたりするという形で想定しているシステムではございませんので、メールアドレスという項目は現時点では必要ないということで、記録項目には載せてございません。

【仮野委員】

そういうことですか。それはわかりました。そうすると、会員への連絡はファクシミリで連絡するわけですか。全てではないでしょうが。

【コミュニティ文化課】

郵送という形になるかと思っています。

【仮野委員】

了解しました。

【多田委員】

ということは、今持っている交流センターの紙媒体の情報を電子化することによって、紙媒体のものは全部シュレッターにかけるということで考えてよろしいのでしょうか。

【コミュニティ文化課長】

電子媒体の中で保存をするということにもなりますけれども、いただいた紙については一定保管をさせていただくことにはなるかなと思っています。ただ、長期間にわたって保存するということは考えてございませんので、必要な範囲内で電子媒体のほうに切りかえていくということになります。委員から御質問いただきましたその後の処理につきましては、今、御指摘いただいたとおり、きちんとした形で処分していくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

ファクシミリというのは今では古典メディアというべきかもしれませんが、日本独特の使い道に工夫のある、また、古いのだけれども、まだ有効性を保

ち続けている側面もありますので、紙メディアを通したファクシミリの情報管理というものを、クラウドシステムを媒体にしたそういう電子大量データの管理と世代が違うようなメディア技術の管理といいますか、それを小金井市は独特の切りかえというか、廃棄を含むセキュリティの管理をしたいと担当課がたいてい説明されましたので、私どもも拝聴いたしまして、納得をしたわけでございます。

【仮野委員】

ファクシミリを持っていない人の場合はどうするのですか。あるいは、インターネットをシステムで使うわけですから、インターネットを持っている人は、そちらでやったほうが早いのではないかと疑問を持ちました。

私の周りでも、お年寄りでファクスを持っていない方がいるので、どうするかと思ひまして。

【コミュニティ文化課長】

充実するような御発言をいただきまして、ありがとうございます。私どものほうでは、連絡先の情報の一つとしてファクシミリを押さえさせていただいておまして、通常、会員への連絡は郵送になるかと思っております。また、メールによる御連絡等については現状そこまでは想定しておりませんので、ファクシミリがない方は当然郵送になりますし、そういう部分での収集ということで御理解いただきたいと思ひます。

【仮野委員】

初めからそのように言っていたら、この質問はありませんでした。

もう1点、聞きますが、この主催公演チケットを購入した履歴は要るのですか。何回か多く購入すると特典があるのならわかりますが、これはどうして必要なのですか。

【コミュニティ文化課長】

もともと、こちらの方々についての情報収集に当たっては、その方の趣味、嗜好といひましようか、お好みの情報というのも一定、友の会の会員の方として把握していく必要があると理解しておりますので、そういう趣旨での履歴となっております。

【仮野委員】

わかりました。

【会 長】

他にございますか。

【多田委員】

この購入履歴をもって公演内容を変えるとか、そういう商業的な感じでは使わないということで考えてよろしいのでしょうか。

【コミュニティ文化課】

そうですね。そういった部分での、傾向といいますか、どういう部分に特に興味を持たれていらっしゃる方がいるかという部分では、統計的に使わせていただくこともあるかと思っておりますが、それについて個人として特定されるような部分で用いるというふうには考えてございません。

【会 長】

ありがとうございました。

それでは、たくさんのやりとりがございましたが、活発な討論をすることは慎重審議に必要事項でございますので、歓迎いたします。どうもありがとうございました。それでは、この案件を承認いたします。

次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書の7ページにお戻り下さい。諮問第3号「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、市民課の案件になります。10ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

平成13年度第4回及び平成24年度第1回の当審議会において、住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について御承認いただいておりますが、今回の住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステムを介しての送受信や、住民基本台帳カードの利用ができるようになることから、8ページのオンライン結合をする個人情報の項目について、網かけした部分を追加することから、条例第15条の規定により諮問するものでございます。恐れ入りますが、保有届にお戻りいただいて、保有届の8ページ、届出番号09-149「住民基本台帳カード関係申請書」変更届出になります。様式類集については15ページになります。個人情報の変更内容につきましては、今回の改正に伴い、外国人住民の方の通称を追加するものでございます。

【篠崎委員】

諮問書の8ページの追加の網かけですね。7番目に通称となっているのですがこれは、どういう意味なのでしょうか。

【市民課長】

通称というのは、外国人の方が、日常生活を日本人と同じように生活するために使われるものでございます。

【篠崎委員】

よくわかりませんでした。具体的にはどういうことですか。

【市民課長】

日本人ふうの名前を使うということです。

【篠崎委員】

外国人が日本人ふうの名前を使うのを通称というのですか。

【会 長】

プロスポーツの選手は、漢字の当て字等をつけ、テレビやスポーツ新聞などにも登場しますね。

【篠崎委員】

そういうことを言うのですか。

【会 長】

でも、通称というのは、もっと広い意味で。

日本人は名字で呼びますけれども、海外では親しいコミュニティの中ではファーストネームというか、いわゆる通称名で呼びますよね。

【仮野委員】

今の説明ですと、日本人名というのと、例えば名前に漢字をつけている人もいるけれども、そういうのを全員がつけなければいけないということになるのですか。日本人名ということになると、例えばボブ何とかをボビーというのは通称ではないのですか。

【会 長】

担当課から、具体的な例を挙げての質問に答えてください。

【市民課長】

御希望の方のみ通称名をつけております。その方が日常、生活する上で利便性が図れるようつけているというものです。

【仮野委員】

例えば日本人の名前風につけているようなケースの場合という意味ですか。

【市民課長】

はい。

【仮野委員】

なるほど。本人の希望だと言ってくればわかります。

【会 長】

ただいま国会で審議中ですが、今、マイナンバー法案が衆議院を通過したとこ

ろですが、国家が管理するマイナンバー制度の中に写真つきでファイルが入るそうでありますので、通称というのは便利なのですが、逆に通称でなりすましもしやすいので、その通称を確認する行為というのは、単に本人の任意の申請だけで通称をもって本人と認めるのかどうか。確認行為ということを含めると、通称を公式ファイルにおさめるというのは、確かに便利ではあるのだけれども、本当の確認条項なのかという点では、今のやりとりを聞いていて、大丈夫なのかなという一般の感触を得ているところでございますが、この点について、何か委員から特に追加の御意見はありますでしょうか。通称というのは便利なのですが、便利だけでいいのかという。

【仮野委員】

当然正確な本名は聞き取って、本人が日本で生活する上で、こういうふうに呼んでほしいというときだけ認めるということなのでしょうね。だから、本人確認は本人の名前で当然できるようにしておかないといけないでしょう。

【会 長】

マイナンバー法案は、国民全員が自分自身をアイデンティファイする、いわゆる証明する唯一の基本的な証明書になるわけです。今までは運転免許証がありましたけれども、保有者にはそれは該当できますが、赤ちゃんから100歳近い御老人まで全部運転免許証を所持しているわけではございません。やはり本人を厳密に確認するという意味では、通称があれば便利ではあるけれども、本人が申告したのがそのままいいのか、勝手に申告した周りのコミュニティが認めていない通称で言われて、かえって曖昧性を担保するのか。曖昧性を担保するという言い方がいいかどうか、日本語としても曖昧でございますけれども、仮野委員、その点で何か御意見はありますでしょうか。

【仮野委員】

私はマイナンバー制度が本格的に動き出せば、住民基本台帳ネットワークはもう要らないと思っています。もし残したら、二重手間により、余計なお金が出るということになる。マイナンバーについてはいろいろな問題がありますが、住民基本台帳ネットワークには問題がないのかといえば、利用率が低過ぎるので住民基本台帳ネットワークシステムは無駄な投資だったと考えるべきだと思います。マイナンバーのほうに統一して、より個人情報の保護を厳しくして、有効に使ったほうがいいと思います。

【会 長】

会長が仮野委員から特に御意見を参考までにお伺いしたやりとりでございます

が、嶋田委員、お願いします。

【嶋田委員】

諮問第3号の19ページなのですけれども、18ページからネットワークとかシステムとかセキュリティとか、相当専門的なことが書いてあって、これを全部説明できたら商売をやっている人か相当な人だろうと思うのですが、私たちがいつも心配していることがたくさん並べてあって、これで大丈夫だよという安心を説明しているのだらうと思います。

この中の19ページの3番のコンピュータウイルス対策、ウイルスチェックプログラムを常時起動させて、万が一コンピュータウイルスが混入した場合でも、早期検出・除去を行うという当たり前の話ですが、果たしてちゃんと機能していることを担当のところはきちんと検証したりして把握しているのか、業者に任せているのか。4番も同じで、耐タンパー装置による秘匿というのも、装置がどんどん時代とともにいろいろな新しいシステムに変わったりして、特殊な用語なのか、もっと抽象的な意味でやったほうがわかりやすいのか、この辺がよくわからないところなので、説明をお聞きしたい。

【会 長】

それでは、嶋田委員から質問がございましたが、担当課、いらっしゃいますか。

【情報システム課長】

住基ネットのお話でございますが、まず住基ネットそのものは、地方自治情報センターというところが所管で管轄しております。そして、各県ですとか都道府県のとこころの管轄もございまして、そして、自治体を通すというものでございます。当然専門的な話ということになるとわかりにくいと思いますので、端的に申し上げますと、例えば使っている回線自体は専用回線を使っていますので、我々が日常で使うインターネットのような回線では全くございません。ですので、基本的には不法アクセスですとか、昨今いろいろありますけれども、サイバー攻撃的なことについてはございません。

ただ、扱っている情報が非常に重要な情報でございますので、万全を期すために、ファイアウォールというものですとか、ウイルスバスター対策とか、そういうものを講じていくという状況にございまして、今のところ、私が知り得る部分では、その被害に遭ったということはありません。

ただし、当然ですけれども、ウイルス検出とか、そういうものがあれば、通常は各自治体や都道府県レベルから通知が来ますし、いろいろな対策を講じることがありますけれども、自治体レベルでそういうものがないということで管理がき

ちんと徹底されているという状況でございます。

【会 長】

よろしいですか。

【嶋田委員】

安心して大丈夫だよということを言っていただかないと、心配がまだあるのだという説明をされてしまうと、心配が独り歩きしていくと思うので、そこら辺は誤解のないように、大丈夫だという太鼓判を押していただくような説明をしていただきたいと思うので、これは意見です。

【会 長】

ありがとうございました。市民を代表していただいて、安全かつ安心のシステム化であるかということと、この問題は、今、国会審議中のマイナンバー法案の行方とも大いに関わり、これは法律の施行時期が近時にはっきりと予定された上で審議中でございますので、いずれ、それとあわせて問題になると思います。私も一昨日総務省の担当の責任者からの概要について詳細に資料をいただいた上で説明を受けておるところでございますが、今回、目下やっているところでございます。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

28ページになります。諮問第5号「小金井市環境基本計画改訂支援委託について」でございます。環境政策課の案件です。29ページ以降に資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

平成17年10月に策定した「小金井市環境基本計画」が平成26年度末に計画期間が終了するため、今年度から現行計画の進捗や現状・課題等を把握し、「小金井市環境基本計画」を改訂するための委託を行い、基礎調査等において、市民アンケート等を予定していることから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の委託処理する個人情報の項目になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

29ページの3の契約方法というところに「公募型プロポーザル方式による随意契約」とありますけれども、この公募型プロポーザル方式というのは、どうい

う内容ですか。

【環境係長】

公募型プロポーザルというのは、通常の委託契約の場合は入札方式という形態で金額のみを審査する契約の形式なのですが、こういった計画の改訂支援ですとか、そういったものの場合、契約業者の専門性ですとか、レベルといいますか、仕事の中身を主に審査の対象としたほうがいいだろうということで、あらかじめ予算の金額を提示した上で、一定の仕様の中で、うちならこういうことをやりますというものを各社に提案していただきまして、その提案内容等を審査の上、契約業者を決定するという形式でございます。

【会 長】

畠山委員が市民の一般的な質問を代表して質問されたのだと思いますが、今の御説明で御理解いただいたでしょうか。

【畠山委員】

はい。

【中里委員】

関連するのですが、同じようなレベル、専門性を持った業者で、予算提示をした金額で名乗り出た業者が複数あった場合は、随意契約の場合はこちらに主導権があって、選べるのでしょうか。

【環境係長】

繰り返しの御説明になってしまうのですが、やはり計画改訂支援の委託ですので、やはり単に金額の多寡のみで業者を選定するのではなく、業者の専門性、あるいは実際に業務に当たる担当者の経験、実績といったものを選考の対象とすべきであろうということで、このプロポーザル形式をとっております。

この契約の公平性に関しましては、公募型ということで、市報、あるいは市のホームページで業者の選定については全ての業者に開かれた形で行っていること及び、選定の審査員についてはA社、B社、C社という形で、会社の名前を知ることがない形で選考書類の作成を依頼しておりますことから、選考の公平性に関しましては、担保されているものと考えております。

なお、同レベルの業者があった場合ということについてなんですけれども、基本的には複数の業者があった場合、1位、2位等につきましては、点数表というもので行うのですけれども、必ず点数差をつけてもらうように審査員のほうにあらかじめ依頼してございますので、全く同じ評価で複数の業者がということはございません。

【中里委員】

わかりました。

【多田委員】

前回の基本計画の改訂のときに、こういったプロポーザルはなかったと思うのですが、今回、プロポーザルを行うと決めた背景をお聞きしたいのですが。

【環境係長】

まず、公募型プロポーザル形式をとった理由といたしましては、先ほどから何度も繰り返して恐縮なのですが、こういった専門性の求められる仕事の中で、より適切な業者選定を行うためという理由になってございます。

背景についてですが、私ども年6回、東京都の環境局と26市の環境部門の所管課の課長職、係長職が集まって、いろいろな問題について話し合ったり、情報交換をし合ったりする場があるのですが、昨年度、予算要求させていただくことになりまして、ここ何年かでこういった環境関連の計画の改訂等を行った市の中で、こういった形式で業者選定を行ったかどうかということを情報収集してみたところ、ほぼ半数に近い市がプロポーザル形式を使っているということで、結果につきましても、プロポーザル形式で行ったほうが、これからの時代の中ではいいのではないかと御意見が非常に多かったので、今回、この環境基本計画の改訂に当たりまして、プロポーザル形式を選ばさせていただきました。

【会 長】

おわかりいただけましたでしょうか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

ありがとうございました。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、37ページをお開きください。諮問第6号「小金井市児童発達支援センター運営等委託について」でございます。自立生活支援課の案件でございます。38ページ以降に資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

東小金井駅北口土地区画整理事業に伴うけやき保育園及びピノキオ幼稚園の移転改築にあわせ、発達支援事業の充実を目指し、小金井市の発達支援事業に係る基本理念等をもとに、市民と一緒に事業内容の構築を行い、小金井市児童発達支

援センター事業詳細計画としてまとめ、その事業について委託業務として実施することから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の委託処理する個人情報の項目になります。

【会長】

御質問や御意見ございますか。

【島山委員】

37ページの下から4行目、「受託者に渡す個人情報の記録の形態」とありますが、今回の諮問されているポイントというのは、4その他ということだと思っておりますが、その他の内容は、この中に全部記されているのでしょうか。ここに丸がついているということは、その他の項目を今回運営委託すると捉えたのですが。

【会長】

37ページに記載されてある諮問事項の書式の中の「受託者に渡す個人情報の記録の形態」、そこの丸印をつけた④その他と書いてあるけれども、その他では具体がわからないということで、担当課からその他の中身を説明してほしいということでございますので、よろしく願いいたします。

【障害福祉係長】

具体的には、上にございます「委託処理する個人情報の項目」に羅列してある項目でございますけれども、これを具体的にどのようにして保管させるかというのは、この事業の条例の施行規則に様式を定めることになるのですが、その条例の施行規則はまだ定まっておきませんので、様式が定まり次第、こちらの次回の審議会のほうにお諮りしたいと思っております。

【島山委員】

わかりました。

【会長】

他にございますか。

非常に先進的ないい資料を非常に親切に用意されていると会長も受け取っておりますが、いかがでございましょうか。

【多田委員】

この条例の施行細則とか規則のようなものは、いつごろできると考えればよろしいでしょうか。

【障害福祉係長】

この事業そのものが8月1日から始まりますもので、遅くとも7月をめどに制定する予定でございます。

【会 長】

先行して本審議会の了解を得た上での最終的な冊子体ということで、条例案もそうなのですか。

【障害福祉係長】

条例はできております。

【会 長】

それでは、冊子のほうが、今夏をめどに、今、準備されているということでございますね。ありがとうございます。

他にございますか。

【遠藤委員】

質問ではなくて意見なのですが、委託処理する個人情報の項目が成績別とか障害の有無とか相談の内容とか、かなりセンシティブな内容が多いので、やはりこれは外部に委託するというので、いろいろ条件はつけられていると思うのですが、事業ごとに委託業者への条件とか損害賠償のことが適切かどうか、妥当かどうかというのはやはり“事業ごとに”しっかりと十全かどうかというのはチェックしていただきたいと思います。でないと、イレギュラーなことがあった時に、非常に対応が不十分になるのではないかというおそれがあり、特にこういう情報のたぐいというのは万が一のことがあった場合には取り返しのつかないことになります。これは他のいろいろな事業がある中で、同じような条件が付されるとは思うのですが、事業ごとに一つ一つチェックし、適切か、十分かどうかというのは見直していただきたいと思います。

【会 長】

ただいま遠藤委員から本案件に盛られた情報の項目を一見すれば、やはり性質上、非常に微妙な意味を含んだ情報も相当数あると見受けられるので、ぜひ担当課は十分そのことは意識して慎重に業務を展開されておるとは思われますけれども、くれぐれも慎重に新しい業務を展開してほしいという、これは遠藤委員からの切なる意見でございます。会長からも貴重な御意見をあわせてお願いしたいと思っております。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、126ページ、諮問第7号「東京都母子・女性福祉資金償還金口座振替事務委託について」、子育て支援課の案件です。配偶者のいない女性で、現

に児童を扶養している者、こちらは母子福祉資金、または女性、こちらは女性福祉資金に対して資金貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図るために東京都が実施している事業ですが、貸付事務や償還事務は、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づいて市が処理していますが、従来、貸付金の償還方法は納付書払いのみであり、市の指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口に入会者が出席して償還金を納付しておりましたが、今年度より、入会者への利便性の向上、収納事務の効率化を図るため、償還金の口座振替を開始したいことから、指定金融機関と口座振替事務委託契約を締結する必要があるため、条例第27条の規定により、諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の委託処理する個人情報の項目になります。

恐れ入りますが、保有届にお戻りいただきまして、保有届の9ページ、届出番号17-63「東京都母子福祉資金貸付台帳ファイル」及び届出番号17-66「東京都女性福祉資金貸付台帳ファイル」、こちらの変更届出になります。個人情報の変更内容につきましては、委託処理を有にし、個人情報の記録項目について、12ページの別紙の網かけした部分を追加するものでございます。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この諮問事項を承認いたします。

それでは、本日の審議日程のその他に移りまして、まずアから説明をお願いいたします。

【職員課長】

小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の最終学歴の欄について、御報告させていただきます。前回の審議会では、業務の都合によりまして、管理職が欠席し御意見等に対する報告を後日とすることとさせていただきました。誠に申し訳ありませんでした。

では、説明させていただきます。この最終学歴の欄を使用いたしますのは、希望職種の中の学童保育指導員、児童厚生員を希望される方のうち、保育士、幼稚園教諭、学校教諭、社会福祉主事の資格をお持ちでない方のみを使用させていただきます。学童保育指導員、また児童厚生員の資格につきましては、原則として保育士、幼稚園教諭等の資格を要する方と定められておりまして、これらの資格をお持ちの方は、この申込書の資格の欄に御記入いただくところでございます。

その他、これらの資格を持っていない方でも、大学、大学院等で社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科を卒業した方等も資格要件を満たすものでござ

います。この場合には、最終学歴の欄に御記入いただきまして、資格要件を確認させていただいております。何大学を卒業したかということではなく、専修されている学科を確認させていただくものでございます。また、最終学歴の欄に御記入いただく必要がない方には、御記入いただく必要がない旨を御案内させていただいております。

報告につきましては、以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの御説明は、本日の審議事項その他のア「報告事項について（職員課）」ということで、本日は様式を資料としてお配りして、御承認を得たいという説明でございました。御質問、御意見があれば、お受けいたします。

よろしいですか。この様式的设计でございますが、これに基づいてやりたいということでございます。それでは、本日のその他のアの案件につきまして、審議内容を了承するというところで扱わせていただきます。

それでは、その他のイに移ります。総務課長から御説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程でございます。会長と事前に調整させていただいたのですが、7月18日（木曜日）を会議室としてとっておりますので、皆様の御都合をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【会長】

次回の日程につきまして説明がございました。御承認いただけますれば、次回は7月18日木曜日午後6時から、当801会議室にて開催をさせていただきたいと存じますので、何とぞ御多忙の中ですが、よろしく御出席いただきたいと思いますので、お願い申し上げます。

それでは、本日は大変長時間にわたりまして、多くの報告事項並びに諮問事項をあわせまして慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、今年度第1回の本審議会を閉会とさせていただきます。

— 了 —